



第24回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時

場所

東京都港区六本木六丁目10番3号

グランド ハイアット 東京 2階
「コリアンダー」

議案

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策
（買収防衛策）継続の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意
はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<目次>

第24回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	7
連結計算書類	28
計算書類	37
監査報告	43
株主総会参考書類	50

オリコン株式会社

（証券コード：4800）

証券コード 4800
2023年6月7日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
オ リ コ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 小 池 恒

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.oricon.jp>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRニュース」「Category招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「4800」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランド ハイアット 東京 2階
「コリアンダー」
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
- 第2号議案** 監査役1名選任の件
- 第3号議案** 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

重複して行使された議決権の取扱いについて

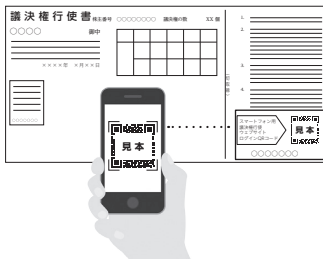
- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

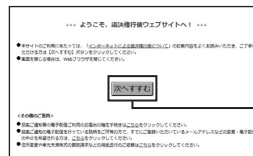
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるライブ配信のご案内

第24回定時株主総会の映像と音声を、株主の皆様限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要なく、ご自宅等からご覧いただくことができますので、是非ご利用ください。

なお、ご視聴される株主様は、本総会当日の決議にご参加いただくことはできません。事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。

配信日時

2023年6月28日（水曜日） 午前**10**時から

（開会前の午前9時30分から接続可能となる予定です。）

視聴方法

- ① パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URL又は右記QRコードを使い、「株主総会ライブ配信サイト」にアクセスしてください。

URL <https://oricon.premium-yutaiclub.jp/>



- ② ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、以下のID及びパスワードをご入力ください。

ID 株主番号（9桁の数字）

パスワード 2023年3月末時点の株主名簿に登録された郵便番号（ハイフンを除いた7桁の数字）
※4月以降に転居された場合は転居前の郵便番号になりますので、ご注意ください。

- ③ 以降、画面の案内に従って操作することでご視聴いただけます。

ご視聴にあたって
の
ご
注
意
事
項

- ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は役員席のみとさせていただきます。
- ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策により経済活動の正常化が期待される一方、ウクライナ情勢の長期化からの国際資源価格の高騰や外国為替相場の急激な変動等を背景とした物価上昇による個人消費への影響、および欧米中央銀行の金融引き締めによる海外経済の減速等が重なり、国内経済の先行きは不透明な状況が続いております。

国内の情報通信分野においては、(株)電通の発表では、2022年のインターネット広告費は動画広告や企業のデジタルマーケティングの需要増加等を背景に前年比14.3%の増加となり、マスコミ四媒体の広告費を上回りました。

このような状況の中、当社グループは「ファクト-事実-を情報化する」という経営理念のもと、客観的、公平な立場から事実を情報化し広く提供することで、社会からの信頼を獲得してまいりました。信頼を基盤とした事業成長を通じて、豊かでサステナブルな社会の実現を目指し、企業価値の創出に努めております。

当連結会計年度の当社グループの連結経営成績は、次のようになりました。

コミュニケーション事業とデータサービス事業は前年同期比で増収となり、モバイル事業は前年同期比で減収となりました。この結果、売上高は前連結会計年度比372,547千円増（8.3%増）の4,875,169千円となりました。

費用面では、前連結会計年度と比べて、売上原価は15,848千円増（1.1%増）、販売費及び一般管理費は人件費の増加等により111,072千円増（6.9%増）となりました。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度比245,626千円増（16.2%増）の1,765,851千円となり、営業利益率は、第1四半期連結会計期間（2022年4月～6月）34.9%、第2四半期連結会計期間（2022年7月～9月）36.8%、第3四半期連結会計期間（2022年10月～12月）38.9%、第4四半期連結会計期間（2023年1月～3月）34.2%となり、当連結会計年度で36.2%となりました。経常利益は前連結会計年度比192,072千円増（12.7%増）の1,699,351千円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べて、投資有価証券売却益が減少したことにより、前連結会計年度比95,541千円増（9.4%増）の1,106,996千円となり、自己資本利益率（ROE）は25.2%となりました。

第4四半期会計期間における前年同期との比較では、売上高は5.4%増、営業利益は業績目標の達成度合いに応じた株式報酬費用の計上、4年ぶりの開催となったオリコン顧客満足度アワード授賞式の費用等もあり、4.4%減となりました。

当連結会計年度の報告セグメントごとの状況は、以下のとおりであります。

1. コミュニケーション事業

ニュースコンテンツの提供並びにWEBサイトの制作・運営・広告販売等を行うコミュニケーション事業では、「顧客満足度（CS）調査事業」と「ニュース配信・PV事業」を展開しております。

顧客満足度（CS）調査事業の当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ14.9%増加し、第4四半期会計期間における前年同期との比較では6.4%増加しました。当事業は、様々な産業との「ブランドコラボレーション」により付加価値を生み出す「最先端の知財ビジネス」であり、ブランド価値と認知度の向上に伴って商標利用を中心に収益規模を拡大しております。

ニュース配信・PV事業の当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ9.3%増加し、第4四半期会計期間における前年同期との比較では7.9%増加しました。外部メディア向けコンテンツ提供やコンサルティング事業の業容が前連結会計年度と比べ拡大しました。また、自社メディア「ORICON NEWS」では注目度が高まる記事・動画等のコンテンツ作りやWEBサイトのユーザビリティの向上等を進めた結果、当社グループの事業基盤の一つであるセッション数は、前連結会計年度と比べ約6%増加し広告収入を伸ばしました。さらに、公式YouTubeチャンネル「ORICON NEWS」では2023年4月にチャンネル登録者数が180万人を超え、再生数も順調に増加しており、エンタテインメント分野を代表する有力なチャンネルとしての地位を確立しております。

以上の結果、コミュニケーション事業全体の当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比421,176千円増（12.4%増）の3,822,599千円、セグメント利益は前連結会計年度比357,216千円増（16.3%増）の2,542,225千円となりました。

2. データサービス事業

音楽ソフト・映像ソフト・書籍のマーケティングデータを提供するオンラインサービス「ORICON BiZ online」を中心に、当社グループが保有するエンタテインメント関連データを活用したビジネスを展開しております。当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比7,590千円増（1.1%増）の670,573千円、セグメント利益は前連結会計年度比398千円減（0.2%減）の234,622千円となりました。

3. モバイル事業

モバイル端末向けを中心に、音楽・書籍等のコンテンツ配信サービス等を展開しております。売上高は、前連結会計年度比56,219千円減（12.8%減）の381,996千円、セグメント利益は前連結会計年度比56,219千円減（29.7%減）の133,145千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、100,550千円であります。主な内容は、空調設備にかかるもの42,600千円、サーバー設備及びPC等の備品購入にかかるもの22,092千円、サイト開発等に係わるソフトウェア開発にかかるもの35,858千円となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期 (2022年3月期)	第24期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	4,172,255	4,030,044	4,502,622	4,875,169
経常利益(千円)	1,161,261	1,043,809	1,507,279	1,699,351
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	765,332	860,089	1,011,454	1,106,996
1株当たり当期純利益(円)	55.68	62.23	74.20	82.48
総資産(千円)	3,857,663	4,398,746	5,009,753	5,531,569
純資産(千円)	3,005,008	3,639,678	4,116,053	4,653,435
1株当たり純資産額(円)	217.71	263.30	303.25	350.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる普通株式については、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式を控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率	主要な事業内容
オリコン・リサーチ(株)	30,000	100%	音楽・映像・書籍のマーケティングデータの提供及び音楽データベースの提供
(株)oricon ME	80,000	100%	顧客満足度 (CS) 調査事業、WEBサイトの広告販売及びモバイル端末向けコンテンツ配信サービスの提供
オリコンNews(株)	20,000	100%	ニュース配信サービスの提供
オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)	50,000	100%	PRコンサルティング事業

③ 事業年度末日ににおける特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日ににおける特定完全子会社の株式の帳簿価額 (千円)
(株)oricon ME	東京都港区六本木六丁目8番10号	2,220,240

(注) 当事業年度末日ににおける当社の総資産額は、6,426,756千円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「ファクト-事実-を情報化する」という経営理念のもと、客観的、公平な立場から事実を情報化し広く提供することで、社会からの信頼を獲得してまいりました。今後も信頼を基盤とした事業成長を通じて、豊かでサステナブルな社会の実現を目指し、企業価値の創出に努めてまいります。

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下のとおりであります。

① 顧客満足度（CS）調査事業

企業側にも消費者側にも属さない公平中立な第三者の立場から商品やサービスの品質及び信頼性を情報化し、社会全体における暮らしの満足度を高めることを目的とする顧客満足度（CS）調査事業においては、定量データに基づいたランキングだけでなく、定性的な要素を加えた精度の高い調査設計に努めるとともに、新規ランキングの対象領域を開拓しながら、ランキングにおける評価項目の細分化によって商標の利用機会を拡大させ、より一層の普及を図ってまいります。今後も認知度・信頼性・ブランド価値のさらなる向上を図るなか、新たなビジネスモデル・収益源の構築にも努めてまいります。

② 自社インターネットメディアの強化

「ORICON NEWS」等の当社サイトにおいては、人工知能（AI）技術等を応用した当社独自の測定ツールでユーザーのニーズやトレンドをいち早く正確に把握することにより、コンテンツ制作の効率化やサイトのユーザビリティの向上を図ります。また、良質で信頼できる専門性の高い情報を幅広いジャンルで発信する総合トレンドメディアとしての媒体価値の向上と固定ファンの増加により、セッションやページビューの獲得とページ単価向上、広告案件の獲得による収益拡大に取り組みます。さらに、動画の配信先であるYouTubeやTwitter等の主要プラットフォームにおける登録者数、フォロワー数、視聴回数を拡大し、幅広いユーザーに訴求できる動画コンテンツの調達や当社独自の魅力ある動画コンテンツを発信して広告収益の拡大に取り組んでまいります。

③ サステナビリティ課題への対応

当社グループは、事業の継続的な成長と利益追求を目指すうえで、サステナビリティの取り組みの中でもSDGsを重要な経営課題であると認識しております。環境問題の中でも気候変動の対策においては、企業活動に必要な電力を2030年までに再生可能エネルギー100%にすることにより、温室効果ガス排出ゼロを目指し達成に向けて推進してまいります。2022年度においては、当社が契約しているデータセンターの電力を2022年7月より非化石証書を活用した電力へ100%切り替えました。ダイバーシティの推進についても企業価値向上に資するものと位置づけており、性別問わず個々人がライフスタイルに合わせて能力を発揮しやすい環境を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社4社によって構成されております。

事業区分といたしましては、①顧客満足度(CS)調査事業、WEBサイトの広告販売及びニュースの提供等を行う「コミュニケーション事業」、②音楽・映像・書籍のマーケティングデータ及びランキング情報の提供等を行う「データサービス事業」、③モバイル端末向けコンテンツ配信サービスの提供等を行う「モバイル事業」を展開しております。

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

当 社	本社 東京都港区
(子会社)	
オリコン・リサーチ(株)	本社 東京都港区
(株)oricon ME	本社 東京都港区
オリコンNewS(株)	本社 東京都港区
オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)	本社 東京都港区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
189 (2) 名	△13(-)名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
41 (-) 名	△6 (-) 名	42.0歳	9.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	50,000千円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	50,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 62,845,200株
- ② 発行済株式の総数 13,473,522株 (自己株式1,649,678株を除く)
- ③ 株主数 5,988名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有)リトルポンド	4,712,700株	34.98%
光通信(株)	1,035,200	7.68
(株)UH Partners 2	864,300	6.41
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	471,400	3.50
嶋村 吉洋	420,000	3.12
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	352,700	2.62
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	345,600	2.57
(株)エスアイエル	330,900	2.46
小池 秀効	299,000	2.22
小池 尚子	296,600	2.20

- (注) 1. 当社は、自己株式1,649,678株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (1,649,678株) を控除して計算しております。
3. (株)日本カストディ銀行 (信託口) が所有する471,400株には当社が設定した役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式180,000株が含まれております。なお、当該役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に係る当社株式は、自己株式に含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長兼 CEO	小 池 恒	(株)oricon ME代表取締役社長 オリコン・リサーチ(株)取締役 オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)取締役 オリコンNewS(株)代表取締役社長
取締役副社長	名 畑 俊 哉	経営企画本部長
取 締 役	原 田 健 明	オリコン・リサーチ(株)代表取締役副社長
取 締 役	是 久 吉 彦	企業広報・財務本部長
取 締 役	藤 原 誠 司	(株)ムーンインスパイアリング代表取締役 フィルムコミュニケーション(株)取締役会長
取 締 役	笹 浪 恒 弘	笹浪総合法律事務所パートナー
取 締 役	森 川 幸	
常 勤 監 査 役	小 高 新 一	オリコン・リサーチ(株)監査役 (株)oricon ME監査役 オリコンNewS(株)監査役 オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)監査役
監 査 役	西 島 聡	(株)AGSコンサルティング常務取締役 (株)アクセルエンターメディア社外監査役 (株)観光産業化投資基盤取締役
監 査 役	石 島 徹	

- (注) 1. 取締役藤原誠司氏、笹浪恒弘氏及び森川幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西島聡氏及び石島徹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西島聡氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役石島徹氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役藤原誠司氏、笹浪恒弘氏及び森川幸氏、監査役西島聡氏及び石島徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外役員の重要な兼職の状況については上表に記載のとおりであります。なお、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については50万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、社外監査役については50万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	109,545 (7,800)	104,611 (7,800)	－ (－)	4,933 (－)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,955 (4,800)	11,955 (4,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	121,500 (12,600)	116,566 (12,600)	－ (－)	4,933 (－)	10 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬「株式給付信託」に係る当事業年度における株式報酬引当金繰入額であります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2010年6月24日開催の株主総会において年額250百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役3名)であります。

また、上記年額報酬とは別枠で、2022年6月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬制度「株式給付信託」の導入を決議いただいております。同制度における役員株式給付規定に基づき、3事業年度分として拠出金額の上限を90百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1999年10月1日開催の株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち社外監査役2名)であります。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役報酬の決定等に関する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、取締役報酬の決定に関する方針並びに世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランス等を考慮した上で取締役会が決定している「オリコン役員報酬マトリクス」に基づいて、取締役の個人別の金銭報酬の内容について適正性を検討し、取締役会に答申を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の金銭報酬について、株主総会で決議いただいた報酬額の範囲内で、取締役報酬の決定に関する方針及び「オリコン役員報酬マトリクス」と整合していること並びに指名・報酬委員会からの答申が尊重されていること等を確認しており、その内容が決定方針等に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等として、株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、同制度における役員株式給付規定に基づき、各事業年度の連結営業利益の額の目標値に対する業績達成度に応じて算出されたポイント（1ポイント当たり当社株式1株）を付与しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小池恒に対し取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況等

他の法人等の重要な兼職の状況等につきましては、14頁に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤原 誠 司	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に、人材開発や組織活性化に精通した企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に当社の経営の監督と経営全般への助言を行い適切な役割を果たしております。
取締役 笹浪 恒 弘	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督等につき適切な役割を果たしております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森川 幸	2022年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督等につき適切な役割を果たしております。
監査役 西島 聡	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に会計・税務の専門家としての経験から発言を行っております。
監査役 石島 徹	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に財務・会計の専門家としての経験から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 海南監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、事業活動を行う上でコンプライアンスが最重要課題であると認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に則り社会的責任を果たすために、「オリコングループ行動規範」を定め、同規範並びにそれに基づくCSRマネジメントシステム基本規程、コンプライアンス規程等の各規程を当社グループの全役職員に周知徹底させる。
 - 2) そのため、CSR担当役員を置き、CSR担当役員を委員長としたCSR委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。CSR委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - 3) これらの活動は、定期的に取り締り役会及び監査役会に報告されるものとする。
 - 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書（電磁的記録を含む）の作成、保存及び廃棄について定めた文書管理規程に基づいて適切になされるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) CSR委員会は、当社グループの横断的リスク状況の監視並びに全グループ的対応を行うためにリスクマネジメント基本規程を策定する。
 - 2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。CSR委員会は、定期的にリスク管理の状況を各事業部門の長から報告させ、取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、グループ会社ごとの業績目標を明確化し、取締役、社員が全社的な目標を共有する。
 - 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期初に、事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
 - 3) 月次の業績は、迅速に管理会計としてデータ化し、各事業部門で予実分析を行った上で、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - 4) 3) の議論を踏まえ、各グループ会社を担当する取締役は、その事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社及び当社グループ各社に、それぞれの責任を負う取締役が任命されており、法令遵守体制、リスク管理体制を運営・維持する権限と責任が与えられており、CSR委員会は、これらを横断的に推進し管理をする。

- 2) CSR委員会は、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われることを促進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- 2) 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
- ⑧ 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れのあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- 2) 当社及び当社グループ各社を担当する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
役職員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者は、内部通報に関するグループ規程に定められた扱いに準じて保護されるものとする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役、監査法人それぞれと定期的及び必要に応じて意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務遂行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は16回開催し、各議案についての審議、業務遂行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、グループ経営戦略会議を毎週1回開催し、中期経営計画及び各年度の予算の執行状況を評価しました。

監査役会は12回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査いたしました。

監査役は取締役会への出席、取締役等からの説明の聴取を通じて、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明いたしました。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

② 業務の適正の確保及びコンプライアンスに対する取り組みの状況

当社グループでは、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「オリコングループ行動規範」に基づき、CSR委員会を2回開催し、コンプライアンス上の課題や改善策の検討を行いました。コンプライアンスに関する教育・啓蒙については、CSR委員会が行う研修等を通じて、法令・規則等の遵守に努めました。

③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社のコンプライアンス管理部が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングすることにより点検し、適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、コンプライアンス管理部が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、「オリコングループ行動規範」の策定、内部監査体制の構築、CSR委員会などによるコンプライアンス体制の強化、社外取締役及び社外監査役の選任などによる取締役会及び監査役会の機能強化に努めております。また、コンプライアンス管理部を設置し、全社的內部統制を厳格かつ適正に行う体制を強化させております。さらに、社外監査役を含む監査役が、当社の業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督にあたる取締役会への出席を含め、経営の適正な監査を行うほか、執行役員制度の導入による監督と執行の分離、社外取締役による経営監督機能の強化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた施策を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉である公平中立な立場での情報発信の環境及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、公平中立な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、公平性・中立性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの内容の概要

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様にご長期的に継続して当社に投資していただくため、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。

1) 当社の企業価値の源泉

毎週発表される「オリコンランキング」は、「人気」や「流行」を最も分かりやすく情報化したものとして、音楽ファンや音楽関係者から注目される指標になり、注目度の高まりと共にアーティストの目標となりました。また、ランキング情報を「トップアーティスト」自らがSNS等で発信し、拡散することで、「オリコン」との“ブランドコラボレーション”が大きなプロモーション効果を生むようになりました。

その結果、「信頼感」「最新」「安心できる」「メジャーである」といった非常に高い付加価値を創造できる最高のランキングブランドとして、高い知名度と信頼を確立してきました。

当社は、時代のニーズに合わせてランキング調査を多様化させております。

パッケージの調査では、調査協力店の拡充見直しを継続的に行い、レコード店以外にも、家電量販店ECサイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルより音楽および書籍の販売データを収集しております。

特に近年は、音楽配信事業者の協力によりダウンロード配信やストリーミング配信のサービスにおける販売数、再生数の情報を収集し、ヒットの度合いを総合的に確認できる様々なデータを発表しております。

調査にあたっては、当社が長年にわたって公平中立な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化し増幅、そして販売促進につながること等が理解を生み、様々な事業者からのデータ提供に結びついております。

また、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって公平中立な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。

ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられることが数多くあります。

さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo! JAPAN」等のポータルサイトやニュースアプリ、SNSの他、全国の新聞社・テレビ局・ラジオ局等のサイトにもニュースを配信しており、当社のニュースが多くのインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社が発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

2) 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、「ファクト-事実-を情報化する」という経営理念のもと、「オリコン」ブランドを活用し、エンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報の発信のほか、様々な産業分野において公平中立なランキング化を施すことによって商品やサービスの価値を情報化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取り組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

(a) サービスの品質の情報化に向けた取り組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、2003年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、サービスという目に見えないものの良し悪しを情報化することに社会的ニーズがあると捉え、2006年、英会話スクール、エステティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC向けサイト「ORICON STYLE（現、ORICON NEWS）」で発表しました。現在では日本の全産業種を網羅する幅広いサービス産業の分野に向けて調査事業を展開しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにランクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビCM等の広告宣伝において、「オリコン顧客満足度ランキング1位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が公平中立な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、産業構造の変化に応じて、対象とするカテゴリを更新させていくとともに、「オリコン顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

(b) インターネット社会の進展に即した取り組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化、並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、年々、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくるものと想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるものみに「有料」が適用されるという状況になってきております。今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、公平中立の立場から事実を情報化する当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスへユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売やクリック課金等の収益の拡大、並びにユーザー獲得費用の削減に結び付けてまいります。

(c) ビッグデータを活用した取り組み

ICT（情報通信技術）分野における技術の進展と通信環境の整備によって、大量のデータ、いわゆるビッグデータの蓄積、処理、分析を低コストで行えるようになってきました。さらに、処

理や分析の高度化と高速化の進歩は著しく、特に、人工知能（AI）技術をコンピューターで行うことで、精度の高いデータ分析・予測・意思決定、画像・音声コンテンツの生成等が可能となってきました。

当社は、公平中立な立場から長年にわたってエンタテインメント分野及び顧客満足度（CS）調査事業、ビッグデータ解析など様々な情報を集計し、分析するノウハウを培い、データの高い信頼性を備えてまいりました。今後も、次世代インターネットといわれるWeb3（ウェブスリー）の時代を見据え、新しいアドテクノロジー技術も積極的に取り入れ、効果的なインターネット広告配信や、より精緻な調査データの提供など、ビッグデータの活用を通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関、並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレート・ガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役7名中3名を社外取締役にし、監査役3名中2名を社外監査役にしております。社外取締役3名及び社外監査役2名が、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。より透明性の高い体制を整備するため、2021年10月20日付で委員の過半数を独立社外役員とする指名・報酬委員会を設置しました。さらに、当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部統制につきましては、2007年10月に内部統制室（現、コンプライアンス管理部）を設置し、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。内部監査につきましては、内部監査規程に基づき、コンプライアンス管理部が年間監査計画書を策定した上で監査を実施し、代表取締役社長に対して内部監査実施状況を報告しております。また、監査役及び会計監査人とは相互連携を図り、適宜報告及び意見交換を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社では、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続きに従うことを要請するとともに、かかる手続きに従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することがあります。

「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.oricon.jp>）の2020年5月11日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

(4) 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入にかかる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

(b) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、その効力発生及び継続について、株主総会において株主の皆様のご賛同が得られることを条件としております。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、本プランは、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、取締役会の決議によって廃止ができるものとなっております。本プランは有効期間中でも、株主総会において、又は、当

社取締役の任期は1年間ですので毎年の取締役選任手続を通じて本プランの継続、廃止又は変更の是非の判断に当社株主の皆様を反映させることができます。その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の実施要件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該実施要件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しました。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランは、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお実施を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(h) 買収者に対する金銭等の交付を行わないこと

大量買付者が、本プランに従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該大量買付者に対して金銭等の交付その他の一切の責任を負わないものとします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、可能な限り安定した配当を継続して実施すること、また、将来の事業展開と経営の急激な変化に備えるための経営基盤の強化に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、今後の資金需要と内部留保等を総合的に判断した結果、期末配当として1株につき27円の配当を行うことといたしました。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,171,971	流 動 負 債	854,116
現金及び預金	3,058,126	支払手形及び買掛金	9,646
売掛金	584,511	短期借入金	100,000
棚卸資産	5,424	未払金	129,533
前払費用	190,098	未払法人税等	284,892
未収還付法人税等	322,839	その他	330,043
その他の	11,101		
貸倒引当金	△130	固 定 負 債	24,017
固 定 資 産	1,359,597	株式報酬引当金	24,017
有 形 固 定 資 産	138,638	負 債 合 計	878,134
建物及び構築物	116,372		
工具、器具及び備品	448,014	(純 資 産 の 部)	
土地	1,973	株 主 資 本	4,605,832
減価償却累計額	△427,722	資本金	1,092,450
無 形 固 定 資 産	139,583	資本剰余金	57,960
のれん	14,090	利益剰余金	4,610,992
ソフトウェア	122,283	自己株式	△1,155,570
その他	3,209	その他の包括利益累計額	47,603
投資その他の資産	1,081,375	その他有価証券評価差額金	47,603
投資有価証券	566,613	純 資 産 合 計	4,653,435
繰延税金資産	56,634		
保険積立金	301,868	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,531,569
その他	166,116		
投資損失引当金	△4,900		
貸倒引当金	△4,956		
資 産 合 計	5,531,569		

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,875,169
売 上 原 価		1,398,544
売 上 総 利 益		3,476,625
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,710,774
営 業 利 益		1,765,851
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,082	
受 取 配 当 金	2,631	
そ の 他	1,107	12,820
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	753	
支 払 手 数 料	4,940	
株 式 関 連 費	11,646	
為 替 差 損	42,214	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	19,433	
そ の 他	332	79,320
経 常 利 益		1,699,351
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17	17
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,699,333
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	593,359	
法 人 税 等 調 整 額	△1,022	592,337
当 期 純 利 益		1,106,996
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,106,996

連結株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年 4 月 1 日 残高	1,092,450	-	3,816,182	△832,094	4,076,538
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△312,186		△312,186
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,106,996		1,106,996
自己株式の取得				△265,515	△265,515
株式給付信託による 自己株式の取得				△154,440	△154,440
株式給付信託に対する 自己株式の処分		57,960		96,480	154,440
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	57,960	794,809	△323,475	529,293
2023年 3 月 31 日 残高	1,092,450	57,960	4,610,992	△1,155,570	4,605,832

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2022年 4 月 1 日 残高	39,515	39,515	4,116,053
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△312,186
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,106,996
自己株式の取得			△265,515
株式給付信託による 自己株式の取得			△154,440
株式給付信託に対する 自己株式の処分			154,440
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	8,088	8,088	8,088
連結会計年度中の変動額合計	8,088	8,088	537,381
2023年 3 月 31 日 残高	47,603	47,603	4,653,435

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 オリコン・リサーチ(株)
(株)oricon ME
オリコンNews(株)
オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の状況
 - ・持分法を適用した関連会社の数 1社
 - ・会社等の名称 (株)StayList
- ② 持分法を適用していない関連会社の状況
該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 資産の評価基準及び評価方法
 - イ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - ロ. 無形固定資産
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 投資損失引当金 関係会社等に対する投資の損失に備えるため、財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。
 - ハ. 株式報酬引当金 役員向け株式給付規定・株式給付規定に基づく当社グループの役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コミュニケーション事業

イ. 顧客満足度（CS）調査事業

顧客満足度(CS)調査事業においては、主に商標利用、デジタルプロモーション(送客)及びデータ販売を行っております。

商標利用の履行義務は、当社グループが保有するCSランキングにかかる商標を顧客が一定期間利用することを許諾する利用権を提供することです。商標利用の性質は、顧客が商標利用期間に商標利用を許諾するものであるため、当社グループでは利用期間にわたって履行義務を充足するものとして会計処理を行っており、商標利用期間を基準として履行義務の進捗率を測定しております。

デジタルプロモーション(送客)の履行義務は、CSランキングを通じて顧客に対してユーザーを送客することです。ユーザーがCSランキングを通じて、顧客のホームページ等に送客した時点で履行義務が充足されるため、送客実績に基づき収益を認識しております。

データ販売の履行義務は、顧客にデータを引渡すことです。顧客にデータを引渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

ロ. ニュース配信・PV事業

ニュース配信・PV事業においては、主に自社メディアORICON NEWSを利用した広告事業及びニュース記事等の配信事業をしております。

広告事業の主な履行義務は、自社メディアであるORICON NEWS内に顧客の広告を掲載することです。ユーザーに広告を表示した時点で履行義務が充足されるため、当該時点に基づき収益を認識しております。

ニュース配信事業の履行義務は、契約に基づき顧客に対してニュース記事の提供を行うことです。契約期間においてニュース記事の提供を行った時点で履行義務が充足されるため、履行義務の充足に応じて、各月の収益を認識しております。

データサービス事業

データサービス事業においては、音楽ソフト・映像ソフト・書籍のマーケティングデータ等を提供しております。

毎月音楽データ等の提供を行う契約に係る履行義務は、契約期間に基づいて毎月音楽データ等を提供することです。顧客に音楽データ等を提供した時点で履行義務が充足されるため、顧客に音楽データ等を提供した時点で収益を認識しております。

音楽情報を利用する権利を許諾する契約に係る履行義務は、音楽情報を利用する権利を付与することです。顧客は基本料金に加えて音楽情報の利用量に応じた従量料金を支払う契約であります。顧客への請求金額が、履行義務の充足に伴い顧客に移転した価値と直接対応していることから、顧客への請求金額により収益を認識しております。

モバイル事業

モバイル事業においては、モバイル端末向けに音楽、書籍等のコンテンツ配信サービス等を行っております。

音楽、書籍等のコンテンツ配信サービス等に係る履行義務は、顧客にコンテンツを配信することです。コンテンツ配信は、顧客によるコンテンツの購入時点が履行義務の充足時点となると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

⑥ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「8. 収益認識に関する注記(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,123,200株	一株	一株	15,123,200株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,549,878株	279,800株	一株	1,829,678株

(注) 1. 上記自己株式には、「役員向け株式給付信託」及び「従業員向け株式給付信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加279,800株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年5月10日 取締役会	普通株式	312,186	23	2022年3月31日	2022年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	363,785	27	2023年3月31日	2023年6月29日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主な取引先の信用調査、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

投資有価証券は、主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが二月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券(※2)	370,662	370,662	－
資産計	370,662	370,662	－

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	70,951
投資事業有限責任組合出資金	125,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	370,662	－	－	370,662
資産計	370,662	－	－	370,662

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	コミュニケーション	データサービス	モバイル	計	
顧客満足度（CS）調査	2,144,640	－	－	2,144,640	2,144,640
ニュース配信・PV等	1,677,959	－	－	1,677,959	1,677,959
データ提供等	－	670,573	－	670,573	670,573
モバイル端末向けコンテンツ配信サービス等	－	－	381,996	381,996	381,996
顧客との契約から生じる収益	3,822,599	670,573	381,996	4,875,169	4,875,169
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	3,822,599	670,573	381,996	4,875,169	4,875,169

(2) 収益を理解するために基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、顧客満足度（CS）調査事業にかかる顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	584,511千円
契約負債	37,465

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高が含まれていた金額は41,637千円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 350円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82円48銭 |

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,723,078	流 動 負 債	2,983,354
現金及び預金	2,173,179	短期借入金	100,000
前払費用	32,645	関係会社短期借入金	2,752,708
未収入金	194,237	未払金	32,970
未収還付法人税等	322,839	未払費用	49,718
その他の	176	未払法人税等	19,542
固 定 資 産	3,703,678	その他の	28,413
有 形 固 定 資 産	121,397	固 定 負 債	268,636
建物	107,450	繰延税金負債	259,777
工具、器具及び備品	353,267	株式報酬引当金	8,858
土地	1,973	負 債 合 計	3,251,990
減価償却累計額	△341,293	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	31,145	株 主 資 本	3,127,162
ソフトウェア	29,921	資 本 金	1,092,450
電話加入権	1,224	資 本 剰 余 金	72,292
投資その他の資産	3,551,135	資本準備金	14,332
投資有価証券	520,672	その他資本剰余金	57,960
関係会社株式	2,643,819	利 益 剰 余 金	3,117,990
敷金保証金	136,939	利益準備金	194,413
保険積立金	230,960	その他利益剰余金	2,923,577
その他の	18,743	繰越利益剰余金	2,923,577
資 産 合 計	6,426,756	自 己 株 式	△1,155,570
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	47,603
		その他有価証券評価差額金	47,603
		純 資 産 合 計	3,174,765
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,426,756

損益計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,917,643
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		782,340
営 業 利 益		2,135,302
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,053	
受 取 配 当 金	2,631	
そ の 他	1,064	12,749
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,772	
株 式 関 連 費	11,646	
支 払 手 数 料	4,940	
為 替 差 損	42,214	
そ の 他	324	61,898
経 常 利 益		2,086,153
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		2,086,153
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	98,400	
法 人 税 等 調 整 額	△1,673	96,726
当 期 純 利 益		1,989,426

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2022年 4 月 1 日から)
(2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計
2022年 4 月 1 日 残高	1,092,450	14,332	-	14,332	163,194	1,277,556	1,440,750
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△312,186	△312,186
利益準備金の積立					31,218	△31,218	-
当期純利益						1,989,426	1,989,426
自己株式の取得							
株式給付信託による自己株式の取得							
株式給付信託に対する自己株式の処分			57,960	57,960			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	57,960	57,960	31,218	1,646,021	1,677,239
2023年 3 月 3 1 日 残高	1,092,450	14,332	57,960	72,292	194,413	2,923,577	3,117,990

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年 4 月 1 日 残高	△832,094	1,715,438	39,515	39,515	1,754,953
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△312,186			△312,186
利益準備金の積立		-			-
当期純利益		1,989,426			1,989,426
自己株式の取得	△265,515	△265,515			△265,515
株式給付信託による自己株式の取得	△154,440	△154,440			△154,440
株式給付信託に対する自己株式の処分	96,480	154,440			154,440
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-	8,088	8,088	8,088
事業年度中の変動額合計	△323,475	1,411,723	8,088	8,088	1,419,811
2023年 3 月 3 1 日 残高	△1,155,570	3,127,162	47,603	47,603	3,174,765

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

株式報酬引当金 役員向け株式給付規定・株式給付規定に基づく当社の役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

子会社からの業務受託料、ブランド使用料及び経営指導料

純粹持株会社である当社の収益は、子会社からの業務受託料、ブランド使用料及び経営指導料となります。業務受託料、ブランド使用料、経営指導料においては、子会社との契約内容に応じた業務等を提供することが履行義務であり、業務等が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権	185,138千円
短期金銭債務	28千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	2,917,643千円
営業取引以外の取引高	2,019千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,549,878株	279,800株	一株	1,829,678株

(注) 1. 上記自己株式には、「役員向け株式給付信託」及び「従業員向け株式給付信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加279,800株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認額	10,401千円
投資有価証券評価損	263千円
関係会社株式評価損	368,736千円
その他	7,152千円
繰延税金資産小計	386,554千円
評価性引当額	△371,712千円
繰延税金資産合計	14,841千円
繰延税金負債	
子会社株式譲渡益繰延	253,610千円
その他有価証券評価差額金	21,009千円
繰延税金負債合計	274,619千円
繰延税金負債の純額	△259,777千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。）に従っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (千円)	事業区分	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	オリコン・ リサーチ(株)	30,000	データ サービス 業	100	3名	資金の借入 役務の提供	資金の借入	72,643	関係会社短期借入金	880,934
							役務の提供	188,745	未収入金	17,326
							経費等の立替	334,259	未収入金	22,733
子会社	(株)oricon ME	80,000	コミュニケ ーション 事業及び モバイル 業	100	2名	資金の借入 役務の提供	資金の返済	1,180,830	関係会社短期借入金	1,171,774
							役務の提供	824,427	未収入金	77,654
							経費等の立替	647,031	未収入金	42,026
							経費の立替	360	未払金	28
							配当金の受取	1,794,000	-	-
子会社	オリコンNewS (株)	20,000	コミュニケ ーション 事業業	100	2名	資金の借入 役務の提供	資金の借入	-	関係会社短期借入金	700,000
							役務の提供	109,466	未収入金	10,791
							経費の立替	159,695	未収入金	11,742
子会社	オリコンNEXT コミュニケーションズ(株)	50,000	コミュニケ ーション 事業業	100	2名	経費の立替	役務の提供	1,003	未収入金	92
							経費の立替	34,104	未収入金	2,771

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入については短期の運用金利に基づき利率を決定しております。
2. 役務の提供の内容は、主に管理業務の代行であります。
3. 関係会社短期借入金は、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により、グループ内の資金を効率的に運用しているものであります。
4. 経費等の立替は、主に人件費、家賃等の支払を親会社が立替したものであります。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 238円82銭
(2) 1株当たり当期純利益 148円24銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

オリコン株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員	公認会計士	溝 口 俊 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	畑 中 数 正
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリコン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

オリコン株式会社
取締役会 御中

海南監査法人
東京都新宿区

指 定 社 員	公認会計士	溝 口 俊 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	畑 中 数 正
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリコン株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

オリコン株式会社 監査役会

常勤監査役	小	高	新	一	印
社外監査役	西	島		聡	印
社外監査役	石	島		徹	印

以 上

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	小 池 恒 (1965年6月28日生)	1990年4月 (株)オリジナルコンフィデンス（現(株)oricon ME）入社 1994年7月 同社取締役 1996年8月 同社取締役副社長 1999年10月 当社設立 当社代表取締役社長 2001年10月 (株)オリコン（現(株)oricon ME）代表取締役会長 2002年6月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） 2003年8月 オリコン・メディカル(株) （現(株)oricon ME）代表取締役社長 2004年10月 オリコン・デジタル・ディストリビューション(株) （現(株)oricon ME）代表取締役社長 2005年10月 オリコン・マーケティング・プロモーション(株) （現オリコン・リサーチ(株)）代表取締役社長 2006年12月 ORWI(株)（現オリコン(株)）代表取締役社長 2007年1月 オリコンDD(株)（現(株)oricon ME）取締役会長 オリコン・エンタテインメント(株)（現(株)oricon ME）取締役 (株)oricon ME代表取締役社長 2010年3月 (株)oricon ME代表取締役社長 2010年5月 オリコン・ストラテジー(株)（現オリコン(株)）代表取締役社長 2010年6月 (株)oricon ME取締役 2013年5月 (株)oricon ME代表取締役社長 2013年6月 (株)oricon ME取締役 オリコン・エナジー(株)（現オリコン(株)）取締役 2013年12月 オリコンDサイエンス(株) （現オリコン・リサーチ(株)）代表取締役社長 2016年8月 (株)oricon ME代表取締役社長（現任） 2019年6月 オリコン・リサーチ(株)取締役（現任） 2020年10月 オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)取締役（現任） 2021年7月 オリコンNewS(株)代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） (株)oricon ME代表取締役社長 オリコン・リサーチ(株)取締役 オリコンNEXTコミュニケーションズ(株)取締役 オリコンNewS(株)代表取締役社長	67,500株
【選任理由】 小池恒氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役社長として必要な豊富な経験・実績・見識及び判断力・決断力を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	な ばた とし や 名 畑 俊 哉 (1963年12月17日生)	1987年 7 月 (株)オリジナルコンフィデンス (現(株)oricon ME) 入社 1996年 8 月 同社データベース部長 1999年10月 当社取締役 2003年10月 当社執行役員人事総務本部長 2017年 6 月 当社副社長執行役員経営企画本部長 2018年 6 月 当社取締役副社長経営企画本部長 (現任)	14,000株
<p>【選任理由】 名畑俊哉氏を取締役候補者とした理由は、グループ全体の事業における法務・企画等の経営管理業務に精通し、当社及び事業会社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	はら だ たけ あき 原 田 健 明 (1969年 8 月11日生)	2005年 3 月 オリコン・サウンド・クリエイツ(株) (現(株)oricon ME) 入社 2007年 8 月 (株)oricon ME 入社 2009年 6 月 同社事業推進本部長 2010年 3 月 同社取締役社長執行役員 2010年 5 月 オリコン・ストラテジー(株) (現オリコン(株)) 取締役 2010年 9 月 (株)oricon ME 代表取締役社長 2010年10月 当社取締役副社長 2011年 4 月 当社取締役副社長兼最高執行責任者 2016年 8 月 当社人事総務本部長 2017年 6 月 オリコン・リサーチ(株)代表取締役副社長 (現任) 2021年 6 月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) オリコン・リサーチ(株)代表取締役副社長	7,500株
<p>【選任理由】 原田健明氏を取締役候補者とした理由は、グループ経営・組織運営におけるガバナンス強化に精通し、事業会社の経営並びに事業推進に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	これ ひさ よし ひこ 是 久 吉 彦 (1963年9月27日生)	2015年5月 オリコン(株)入社 2015年5月 当社財務部長 2015年8月 当社経理財務本部長 2017年8月 当社副社長執行役員経理財務本部長 2019年6月 当社副社長執行役員企業広報・財務本部長 2022年6月 当社取締役副社長執行役員企業広報・財務本部長 (現任)	2,200株
<p>【選任理由】 是久吉彦氏を取締役候補者とした理由は、グループ全体に関する企業広報及び財務に精通し、当社及び事業会社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
5	ふじ わら せい じ 藤 原 誠 司 (1963年7月29日生)	1989年4月 (株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス)入社 1993年10月 (株)人事測定研究所 (現(株)リクルートマネジメントソリューションズ)入社 2007年9月 (株)SDIコンサルティング設立 代表取締役 2016年2月 (株)ムーンインスパイアリング設立 代表取締役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年4月 フィルムコミュニケーション(株)取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ムーンインスパイアリング代表取締役 フィルムコミュニケーション(株)取締役会長	5,300株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 藤原誠司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人材開発や組織活性化について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に人材開発の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
6	さき なみ つね ひろ 笹 浪 恒 弘 (1952年1月28日生)	1979年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 弁護士後藤英三法律事務所入所 （笹浪共同法律事務所、卓照総合法律事務所に改称） 1985年9月 (株)シーボン社外監査役 2003年6月 (株)親和銀行（現(株)十八親和銀行）社外監査役 2011年6月 電気化学工業(株)（現デンカ(株)）社外監査役 2016年7月 笹浪総合法律事務所開設パートナー（現任） 2021年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 笹浪総合法律事務所パートナー	一株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>笹浪恒弘氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として企業法務に精通し、豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が再任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		
7	もり かわ ゆき 森 川 幸 (1978年6月26日生)	2005年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 黒田法律事務所入所 （弁護士法人黒田法律事務所に改組）（現任） 2022年6月 当社社外取締役（現任）	一株
	<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>森川幸氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として国際的な企業法務に精通し、豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に国際分野における企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原誠司氏、笹浪恒弘氏及び森川幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤原誠司氏、笹浪恒弘氏及び森川幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤原誠司氏が3年、笹浪恒弘氏が2年、森川幸氏が1年となります。
4. 当社は、藤原誠司氏、笹浪恒弘氏及び森川幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、藤原誠司氏、笹浪恒弘氏及び森川幸氏が再任された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪や故意の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、藤原誠司氏、笹浪恒弘氏及び森川幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役西島聡氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
にし じま さとし 西 島 聡 (1969年7月24日生)	1992年9月 (株)エイ・ジー・エス・コンサルティング (現(株)AGSコンサルティング) 入社 2000年1月 (株)バックワンソリューション取締役 2008年1月 (株)AGSコンサルティング経営企画室長 2009年3月 税理士登録 2010年1月 (株)AGSコンサルティング大阪支社長 2012年3月 (株)AGSコンサルティング取締役 2012年12月 (株)アクセルエンターメディア社外監査役(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) 2019年1月 (株)観光産業化投資基盤取締役(現任) 2021年3月 (株)AGSコンサルティング常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)AGSコンサルティング常務取締役 (株)アクセルエンターメディア社外監査役 (株)観光産業化投資基盤取締役	－株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 西島聡氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は直接経営に関与され税理士であり財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待し、引き続き監査役候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、西島聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、50万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、西島聡氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪や故意の場合を除く）。西島聡氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 西島聡氏は、社外監査役候補者であります。
5. 西島聡氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は、西島聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2011年5月9日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、同日開催の取締役会決議により、当社株券等の大量買付行為への対応策を導入することを決定し、同日付で公表いたしました(その後の変更を含め、現時点で導入されている対応策の内容を以下、「現プラン」といいます。)。現プランの有効期間は、2023年3月期に関する定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、現プラン導入後も、法令の改正及び買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の源泉である公平中立な立場での情報発信の環境ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための方策として、現プランの継続の是非や内容について検討を行ってまいりました。検討の結果、2023年5月10日開催の当社取締役会において、以下のとおり、現プランを一部変更し、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（継続後の対応策を以下、「本プラン」といいます。）として継続することを、社外取締役3名を含む取締役7名全員の賛成により決議いたしました。

本プランの継続に当たっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本プランの継続のご承認をお願いするものであります。

本議案が、本株主総会に出席した株主の議決権の過半数をもって承認された場合、本プランは継続され、有効期間は、2026年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本プランの内容につきましては、別紙（57頁から72頁）をご参照ください。

以 上

(別紙)

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉である公平中立な立場での情報発信の環境及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、下記Ⅱ 1.に記載のとおり、公平中立な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、公平性・中立性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

II 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、下記 1.に記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社社員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 当社の企業価値の源泉

毎週発表される「オリコンランキング」は、「人気」や「流行」を最も分かりやすく情報化したものとして、音楽ファンや音楽関係者から注目される指標になり、注目度の高まりと共にアーティストの目標となりました。また、ランキング情報を「トップアーティスト」自らがSNS等で発信し、拡散することで、「オリコン」との“ブランドコラボレーション”が大きなプロモーション効果を生むようになりました。

その結果、「信頼感」「最新」「安心できる」「メジャーである」といった非常に高い付加価値を創造できる最高のランキングブランドとして、高い知名度と信頼を確立してきました。

当社は、時代のニーズに合わせてランキング調査を多様化させております。
パッケージの調査では、調査協力店の拡充見直しを継続的に行い、レコード店以外にも、家電量販店ECサイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルより音楽および書籍の販売データを収集しております。

特に近年は、音楽配信事業者の協力によりダウンロード配信やストリーミング配信のサービスにおける販売数、再生数の情報を収集し、ヒットの度合いを総合的に確認できる様々なデータを発表しております。

調査にあたっては、当社が長年にわたって公平中立な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化し増幅、そして販売促進につながること等が理解を生み、様々な事業者からのデータ提供に結びついております。

また、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって公平中立な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。

ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられるということが数多くあります。

さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo! JAPAN」等ポータルサイトやニュースアプリ、SNSの他、全国の新聞社・テレビ局・ラジオ局等のサイトにもニュース配信しており、当社のニュースが多くのインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社の発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

2. 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、「ファクト-事実-を情報化する」という経営理念のもと、「オリコン」ブランドを活用し、エンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報の発信のほか、様々な産業分野において公平中立なランキング化を施すことにより商品やサービスの価値を情報化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取り組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

なお、これまでの取り組みの成果として、当社の2023年3月期通期連結売上高は48億円となり、買収防衛策継続前の2020年3月期の通期業績を上回っております。また、事業収益の拡大と事業ポートフォリオの強化等によりROEは25%以上を維持しております。

(1) サービスの品質の情報化に向けた取り組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、2003年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、サービスという目に見えないものの良し悪しを情報

化することに社会的ニーズがあると捉え、2006年、英会話スクール、エステティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC向けサイト「ORICON STYLE（現、ORICON NEWS）」で発表しました。現在では日本の全産業種を網羅する幅広いサービス産業の分野に向けて調査事業を展開しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにランクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビCM等の広告宣伝において、「オリコン顧客満足度ランキング1位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が公平中立な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、産業構造の変化に応じて、対象とするカテゴリを更新させていくとともに、「オリコン顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

(2) インターネット社会の進展に即した取組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化、並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、年々、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくると想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるもののみに「有料」が適用されるという状況になってきております。今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、公平中立の立場から事実を情報化する当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売やクリック課金等の収益の拡大、並びにユーザー獲得費用の削減に結び付けてまいります。

(3) ビッグデータを活用した取組み

ICT（情報通信技術）分野における技術の進展と通信環境の整備によって、大量のデータ、いわゆるビッグデータの蓄積、処理、分析を低コストで行えるようになってきました。さらに、処理や分析の高度化と高速化の進歩は著しく、特に、人工知能（AI）技術をコンピューターで行うことで、精度の高いデータ分析・予測・意思決定、画像・音声コンテンツの生成等が可能となってきております。

当社は、公平中立な立場から長年にわたってエンタテインメント分野及び顧客満足度（CS）調査事業やビッグデータ解析など様々な情報を集計し、分析するノウハウを培い、データの高い信頼性を備えてまいりました。今後も、次世代インターネットといわれるWeb3（ウェブスリー）の時代を見据え、新しいアドテクノロジー技術も積極的に取り入れ、効果的なインターネット広告配信や、より精緻な調査データの提供など、ビッグデータの活用を通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関、並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレート・ガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役7名中3名を社外取締役にし、監査役3名中2名を社外監査役にしております。これらの社外役員全員（社外取締役3名及び社外監査役2名）が、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。より透明性の高い体制を整備するため、2021年10月20日付で委員の過半数を独立社外役員とする指名・報酬委員会を設置しました。さらに、当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部統制につきましては、2007年10月に内部統制室（現、コンプライアンス管理部）を設置し、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。内部監査につきましては、内部監査規程に基づき、コンプライアンス管理部が年間監査計画書を策定した上で監査を実施し、代表取締役社長に対して内部監査実施状況を報告しております。また、監査役及び会計監査人とは相互連携を図り、適宜報告及び意見交換を行っております。

なお、本株主総会において取締役選任議案及び監査役選任議案がご承認されますと取締役7名中3名が独立社外取締役（独立社外取締役の比率：42%）、監査役3名中2名が独立社外監査役（独立社外監査役の比率：66%）となり、取締役及び監査役合計10名のうち5名が独立役員となり、独立役員の比率は50%となります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、わが国の資本市場においては、株主の皆様に必要な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見られます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うもの等、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

当社は、前述のとおり、調査協力店・マスコミ等の関係先をはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2.(3)①で定義されます。）がこれらのことを十分理解せず、また、中長期的にこれらを確保もしくは向上させずに、当社が発表するニュースやランキングに影響を及ぼす、または、影響を及ぼしたように見えることがあれば、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

(2) 本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、上記Ⅱ 1.に記載のとおり、当社の企業価値の源泉は、公平中立な立場から信頼性の高い情報発信を続けることにありますが、当社と同様に中立的立場の維持が求められる放送事業

者については報道機関としての中立性を確保する観点から放送法に基づき一定の場合議決権保有が制限されるなどの法的保護を受けていることに比して、当社は、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付者の出現に対する法的保護を受けることができません。したがって、当社は、当該大量買付者の出現に対して自ら防衛できる体制作りを行うことが、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を守る上で不可欠であると考えています。

一方、2023年3月末日現在、当社の創業者一族（資産管理会社を含む）及び当社役員によって当社の発行済株式総数の36.80%（議決権割合41.32%）の株式が保有されていますが、既に相応の分散化が進んでおり、今後さらに、各々の意思や事情により株式の譲渡、相続等の処分がなされ、分散化が進んでいく可能性は否定できず、必ずしも将来の安定性までも保証されるものではありません。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを設定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの導入及び継続手続

本プランは、本株主総会における出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同による承認を条件として効力を生じることとします。本プランの有効期間は3年とし、本株主総会終結の時から2026年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については、3年ごとに定時株主総会におけるご承認を要するものとします。また、本プランは、有効期間の満了前であっても、株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

(3) 本プランの実施にかかる手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等にかかる株券等保有割合⁴の合計
 - ii. 当社の株券等⁵の公開買付者⁶が所有⁷し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株券等にかかる株券等所有割合⁹の合計
- のいずれかが20%以上となる者（以下、「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下、「大量買付行為」といい、大量買付行為を行ない又は行おうとする者を以下、「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて(株)東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ (<https://www.oricon.jp>) に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大

量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。)。大量買付者に追加的に情報を提供していただく期限の上限は、当社が本必要情報を大量買付者から最初に受領した日の翌日から60日に限定し、60日が経過した時点で後記③に規定する検討手続を開始するものとします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第2項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、並びに大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループにかかる利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 大量買付行為の後に当社の株券等を取得する予定がある場合又は当社の株券等の上場廃止を企図している場合には、その理由及び内容
- x. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- xi. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様の開示いたします。大量買付行為があった事実及び大量買付者から当社取締役会に提供された情報等については、株

主の皆様判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び東京証券取引所の規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下、「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を十分検討の上とりまとめ、大量買付者とともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑧に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、当社の独立社外取締役又は独立社外監査役の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン継続時の独立委員会の委員には、本株主総会において取締役選任議案及び監査役選任議案が承認されることを条件に藤原誠司氏、西島聡氏及び石島徹氏の合計3名が就任いたします。なお、各委員の略歴は、（参考資料1）「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、（参考資料2）「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

⑤対抗措置の実施の合理性及び公正性を担保するための手続

当社取締役会が対抗措置の実施を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の実施に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の実施の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある

投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の実施の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を実施するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

また、当社取締役会が対抗措置を実施するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により実施の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の実施の是非を判断するものとなります。

⑥対抗措置の実施の手続

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、独立委員会は、独立委員会が自ら又は当社取締役会を通じて当該手続不遵守の是正を書面により当該大量買付者に対して要求した後5営業日以内に当該手続不遵守が是正されないときは、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置を実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値の源泉である公平性・中立性を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

⑦対抗措置の要件

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vi) 当社の経営を一時的に支配することで、当社が企業価値を創造し、長期的な株主価値を増大するために必要不可欠な、当社の他の株主の皆様、従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社にかかる利害関係者との関係を根本的に破壊し、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす大量買付行為である場合
- (vii) 当社の企業価値の源泉である公平中立な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドを著しく害するおそれが認められ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反するおそれをもたらす大量買付行為である場合

⑧当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施又は不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施又は不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不実施の決定にかかる通知を、以下、「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑨当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、(参考資料3)「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日(以下、「割当期日」といいます。)における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。ただし、大量買付者が割当期日の前日までに大規模買付行為を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合、その他、大量買付者が当社の株券等を取得又は保有したとしても当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が判断する場合、当社取締役会は対抗措置の実施の中止又は撤回する場合があります。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とします。)の価額(行使価額)は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権にかかる新株予約権者(以下、「本新株予約権者」といいます。)に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者(大量買付者が大規模買付行為を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合、若しくは、その者が当社の株券等を取得又は保有したとしても当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は除く。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本株主総会における出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同による承認を条件として効力を生じることとします。本プランの有効期間は3年とし、本株主総会終結の時から2026年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については、3年ごとに定時株主総会におけるご承認を要するものとします。

また、本プランは、有効期間の満了前であっても、株主総会又は当社取締役会にて本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、本プランは2023年5月10日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プラン

の文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則とし

て、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。当社は本新株予約権の取得を複数回行うことができます（特定株式保有者又はその関係者以外の者から本新株予約権の取得を行った後に取得対象外とした本新株予約権者に特定株式保有者又はその関係者以外の者が含まれることが判明した場合、当該特定株式保有者又はその関係者以外の者を対象として本新株予約権の追加取得をする場合があります。）。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入にかかる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、その効力発生及び継続について、株主総会において株主の皆様のご賛同が得られることを条件としております。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、本プランは、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、取締役会の決議によって廃止ができるものとなっております。本プランは有効期間中でも、株主総会において、又は、当社取締役の任期は1年間ですので毎年の取締役選任手続を通じて本プランの継続、廃止又は変更の是非の判断に当社株主の皆様のご意思を反映させることができます。その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の実施要件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該実施要件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2.(3)④記載のとおり、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様にご情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しております。

6. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記Ⅲ 2.(3)③及びⅢ 2.(3)⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅲ 2.(5)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお実施を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

8. 買収者に対する金銭等の交付を行わないこと

大量買付者が、本プランに従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該大量買付者に対して金銭等の交付その他の一切の責任を負わないものとします。

以 上

(参考資料1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の3名です。※

藤原 誠司 (当社独立社外取締役)

略歴： 1989年4月 (株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社
1993年10月 (株)人事測定研究所
(現(株)リクルートマネジメントソリューションズ)入社
2007年9月 (株)SDIコンサルティング設立 代表取締役
2016年2月 (株)ムーンインスパイアリング設立 代表取締役(現任)
2020年6月 当社社外取締役(現任)
2022年4月 フィルムコミュニケーション(株)取締役会長(現任)

西島 聡 (当社独立社外監査役)

略歴： 1992年9月 (株)エイ・ジー・エス・コンサルティング
(現(株)AGSコンサルティング) 入社
2000年1月 (株)バックワンソリューション取締役
2008年1月 (株)AGSコンサルティング経営企画室長
2009年3月 税理士登録
2010年1月 (株)AGSコンサルティング大阪支社長
2012年3月 (株)AGSコンサルティング取締役
2012年12月 (株)アクセルエンターメディア社外監査役(現任)
2015年6月 当社社外監査役(現任)
2019年1月 (株)観光産業化投資基盤取締役(現任)
2021年3月 (株)AGSコンサルティング常務取締役(現任)

石島 徹 (当社独立社外監査役)

略歴： 1975年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入社
2001年3月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)深川支社支社長
2001年4月 同社横浜駅前支社支社長
2002年10月 同社新丸の内支社支社長
2003年3月 同社丸の内支社支社長
2006年1月 (株)アサツーディ・ケイ入社
2012年1月 同社執行役員
2015年6月 同社顧問
2016年6月 当社社外監査役(現任)

※本株主総会において取締役選任議案及び監査役選任議案が承認可決されることを条件としております。

※上記独立委員会委員と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

なお、当社は、上記独立委員会委員全員を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

以 上

(参考資料2)

独立委員会規則の概要

- (1) 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- (2) 1. 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、当社の独立社外取締役又は独立社外監査役の中から、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
 - ①大量買付者又はその取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人と特別の利害関係がないこと
 - ②大量買付者又はその取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと
2. 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
3. 委員の任期は、選任の時から本プランの有効期間満了の時までとする。
- (3) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について、取締役会の諮問を受けて、審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
 - ①大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - ②買付提案の内容が本プランに定める対抗措置実施の要件に該当するかの判断並びに対抗措置の実施又は不実施
 - ③対抗措置の中止
 - ④①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - ⑤本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - ⑥取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (4) 独立委員会の決議は、委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
- (5) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (6) 独立委員の互選により選定された独立委員会議長は、独立委員会を招集する。
- (7) 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- (8) 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告の理由及びその根拠を説明しなければならない。

以上

(参考資料3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。ただし、大量買付者が割当期日の前日までに大規模買付行為を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合、その他、大量買付者が当社の株券等を取得又は保有したとしても当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が判断する場合、当社取締役会は対抗措置の実施の中止又は撤回する場合がある。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

①新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

②新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

①当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

②対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日、その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

割当期日から120日以内で、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただ

し、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

①本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けの結果、
 - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計
 - II 当社の株券等の当該公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等にかかる株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
- b. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

②以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され、若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、大量買付者が大規模買付行為を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合、若しくは、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値の源泉である公平性・中立性及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

①当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めるときは当該日）の翌日以降、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間中いつでも、当社取締役会が対抗措置の実施の中止又は撤回

を決議した場合、その他新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

②当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件

当社取締役会において所要の調整を行うものとする。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使にかかる新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使にかかる新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(参考資料4)

社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」

当社取締役会は、以下のすべてに該当しない社外取締役及び社外監査役を独立性がある社外取締役及び社外監査役と判断する。

- a. 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者
- b. 当社グループの主要な取引先（過去3事業年度における年間取引額の平均額が連結売上高の2%を超える）である者若しくはその業務執行者、又は当社グループを主要な取引先（過去3事業年度における年間取引額が相手方の連結売上高の2%を超える）とする者若しくはその業務執行者
- c. 当社グループから役員報酬以外に多額（年間取引額が1,000万円又は相手方の連結売上高の2%のいずれか高いほうの額を超える）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属し当社グループを直接担当している者）
- d. 当社の主要株主（注1）（当該主要株主が法人である場合、当該法人の業務執行者）
- e. 当社グループの主要借入先（注2）の業務執行者
- f. 過去3年以内においてa.からe.に該当していた者
- g. a.からf.に掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）

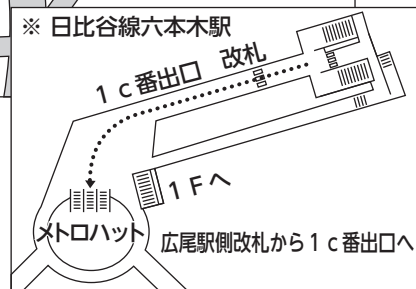
（注1）主要株主とは、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する株主

（注2）主要借入先とは、当社グループが借入をしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の5%を超える者

以 上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランドハイアット東京 2階
「コリアンダー」



<最寄駅>

東京メトロ 日比谷線六本木駅(1c 番出口)より徒歩3分

- ・1c 番出口より駅直結コンコースを通り、メトロハット内の長いエスカレーターを上がる。
- ・森タワーの右側にお進みください。

都営地下鉄 大江戸線六本木駅(3 番出口)より徒歩5分

- ・3 番出口より地上に出て六本木通りを「六本木ヒルズ」方面へお進みください。(約300m)
- ・メトロハット脇の階段・エスカレーターを上がり、森タワーの右側にお進みください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。